

(表面からの続き)

相談者への対応は？ 市民の声にどう応える？

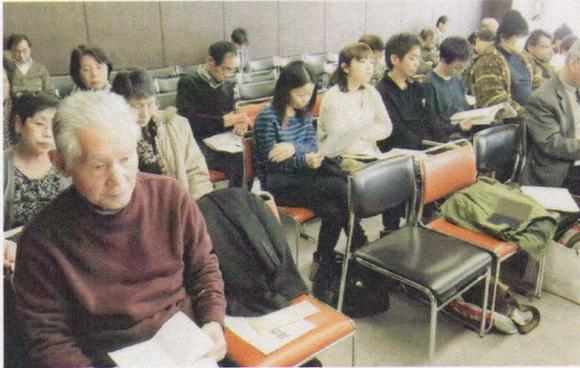
趣旨説明の後委員会に出席した市議から札幌市に対しての質疑が行われました。

自民党の議員は「国保の都道府県化が進む中で、この問題を審議するのはどうなのか。今は国の動向を見るべきだ」と発言。

民主党の議員は「他の政令市との比較をしながら、1万円引き下げには、一般会計からいくらの繰り入れが必要か」と市側に試算するよう求めました。

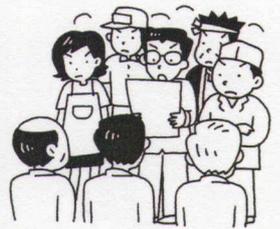
また別の自民党議員は「国保納付相談の対応について、市は区から報告を受けたのか。陳述者への対応について、私もどうかと疑問に思った。区の担当者としてしっかりと話し合うべきだ」と要望しました。

副委員長を務める共産党市議は「今回提出された12585人分の陳情署名の重みを、市はしっかりと受け止め、国保料引き下げに正面から向き合って進めるべきだ」と発言。さらに「一般会計からの繰り入れも市議会で議決しているのだから、不要額が出た場合は、引き下げに回すべきではないか」と市側の姿勢を正しました。厚生委員会では、国保料引き下げの陳情は、継続審議となりました。



▲趣旨説明の傍聴に参加した皆さん

「消費税の転嫁拒否等に関する調査」について



11月後半から税務署より送付されている「消費税の転嫁拒否等に関する調査」という書類に関して、会員からの問い合わせが相次いでいます。

同封されている説明書に記載されているように、この調査は「公正取引委員会」と「中小企業庁」が行っているもので、確定申告する事業所を管理する税務署が請け負って送付しています。問い合わせ先も税務署ではなく「公正取引委員会・中小企業庁」の書面調査事務局（コールセンター）になっています。

説明書きやパンフレットで案内しているように、取引企業や取引業者から消費税を転嫁できていない（もらえていない）事業者の告発・救済措置としての調査という位置付けの調査です。

消費税の申告や消費税課税事業者かどうか等は一切関係がなく、取引先（元請先）等から本来もらうべく消費税がもらえない場合、この書面で取引先を訴えることができます。

また、「提出期限が過ぎてても、消費税をくれない取引企業が発生したら提出して下さい」というものですが、税務申告等とは一切関係なく、提出義務もありません。

しかし、民商・全商連では、今回のような税務当局が公正取引委員会や中小企業庁に、個人情報の提供や送付請負を行う事を問題だとして抗議しています。

確定申告情報【1】

◇確定申告の時に必要な書類の準備を◇

来年の確定申告に向けて、今から必要な書類を準備して下さい。
毎月の支部会・班会でも、確定申告に向けた学習に取り組みます。ぜひ参加し、税制や申告書作成の仕方等を学びましょう。

※平成25年分の確定申告から復興特別所得税が課税されています(所得税額の2.1%)。忘れないように計算しましょう

- ①昨年1年間の売上・仕入・経費をまとめたもの
- ②税務署から来ている申告書(来年1月後半に届く予定)
- ③昨年(平成25年分)の確定申告書控え
- ④国民健康保険料の支払額
- ⑤国民年金の納付証明書
- ⑥生命保険・地震保険の控除証明書
- ⑦他に収入がある人は源泉徴収票や報酬調書等(家族も同様)
- ⑧医療費のかかった人は領収証(昨年1年間分)
- ⑨印鑑・他

* 国民健康保険料の支払額を確認するため、区役所から「納付証明書」を発行してもらって下さい

* 国民年金保険料納付証明書、生命保険料・地震保険料の控除証明書は、確定申告書に添付しますので、なくさないように保管して下さい